

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
33	<p>第3 全般的結果及び意見 【2】全般的意見/各論 1. 施設別のコストを把握することが望ましい 施設の使用料収入及び利用料金収入や規模が異なることから、実際に発生するコストも施設ごとで異なるが、現状として指定管理者の決算報告は、複数の施設を一括した数値で報告されている場合があった。また、市としても施設ごとの決算報告を求めておらず、施設ごとのコストを把握していない状況である。 施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値で報告を行った場合、指定管理料の算定に際して、施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することができない。また、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となる。 さらに、第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載のように受益者負担割合を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際には、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。 これらの状況から、指定管理者が施設別のコストの状況を市へ報告するよう仕様書等に記載するなど、施設別のコストを把握することが望ましい。 なお、使用料等の設定は施設ごとに行う場合の他、例えばプールやテニスコートなど類似の施設をグルーピングして同一の使用料等を設定する場合も考えられる。</p>	財政課	措置済	平成31年4月に、「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」を改正し、令和2年度に実施する令和元年度の施設評価までに、施設ごとの事業報告書を確認し、施設別のコスト把握を行うこととしました。	令和元年9月1日現在
33	<p>第3 全般的結果及び意見 【2】全般的意見/各論 2. 減免額を把握することが望ましい 各公の施設でそれぞれ条例等により減免基準を定め、ルールに則った運用を行っている。当包括外部監査の対象とした公の施設のうち、減免額を把握している施設の使用料及び減免額は以下のとおりである。（表省略） 上表のとおり、減免額は使用料の1割弱となっており、一定の重要性があることがわかった。しかし、上表の「その他の施設」のうち、減免が行われているものの、減免額の把握を行っていない施設があった。そのため、実際には上表の減免額を超える減免が行われていることとなる。利用料金制を採用していない場合、減免が行われれば市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになる。公費を充当するからには、減免基準を設定する際、いくらを市民全体で負担するかについて検討したうえで、減免基準を設定することが求められる。そのためには、現状の減免額を把握することが必要となる。 したがって、指定管理者制度を採用している場合には、指定管理者に対して、事業報告書等により減免回数及び減免額を市に報告させるように、仕様書を変更する必要がある。また、直営の場合も同様に所管課が減免額を把握することが望ましい。 なお、減免以外にも使用料を不徴収あるいは減額している場合についても同様に無料あるいは減額した金額を把握することが望まれる。</p>	財政課	措置済	平成31年4月に「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」を改訂し、令和2年度に実施する令和元年度の施設評価において、施設使用料の減免回数及び減免額を確認することとしました。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
34	<p>第3 全般的結果及び意見 【2】全般的意見/各論 3. 減免基準を検討することが望ましい（意見） 市は、平成21年度から『奈良市まちづくりプログラム』における市民の生活像づくりの、“生きがいをもち、健康で長生きできるまちづくり”に向けて高齢者（65歳以上）の市民がプールを利用することで、生きがいをもち、健康で長生きできるよう、個人使用する場合の使用料を免除することとなり、現在までこの制度を継続している。また、文化振興課が所管する施設の一部では、70歳以上を免除の対象としている。</p> <p>しかし、少子高齢化が進む中で、65歳以上の高齢者人口が平成29年度の27.7%から平成48年度に33.3%、平成77年度には38.4%に増加していくことが見込まれる（平成30年度高齢者社会白書参考）。また、「内閣府が60歳以上の者を対象に行った調査では、経済的な暮らし向きについて「心配ない」（「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている人の割合は全体で64.6%となっている。その他、年齢階級別にみると、年齢階層が高いほど「心配ない」と回答した割合は高く、80歳以上では71.5%となっている。」（平成30年度高齢者社会白書から抜粋）、とあり、65歳以上の高齢者の中にも経済的にゆとりがある世帯も多い。（中略）</p> <p>現行制度を維持すると、今後、高齢者人口の増加により減免対象者及び減免額が増加し、結果、市民による税金負担が増加していくことが見込まれる。</p> <p>このため、市の昨今の厳しい財政状態を踏まえ、年齢基準のみで使用料を減免している現行制度を含め、減免の対象や減免額等を再検討することが望まれる。</p> <p>なお、減免以外にも使用料を無料あるいは減額している場合においては、施設の状況に応じて、対象者の範囲及び減額する金額を定期的に検討することが望まれる。</p>	財政課	措置済	<p>平成31年4月に「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」を改訂し、令和3年度に実施する令和2年度の施設評価においても、施設使用料の減免回数及び減免額を確認しました。これらの実績状況を勘案し、減免の対象や減免額や減免基準について検討しました。</p> <p>西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設、ならやま屋内温水プールなどの施設で、使用料の減免対象を見直し、使用料の一部を徴収をしています。</p>	令和3年4月1日現在
35	<p>第3 全般的結果及び意見 【2】全般的意見/各論 4. 施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい（意見） 公の施設がその設置目的に沿って十分に利用されるには、使用料及び利用料金収入水準を適切なものとするに加え、施設利用率を適切に管理することが重要である。施設利用率の管理状況について確認したところ、所管課は、公の施設の管理運営状況の把握のため、各施設の施設利用率実績を把握しているが、施設の管理運営者が作成する事業計画書には、施設利用率に関する目標を設定することを求めていなかった。</p> <p>施設利用率に関する目標を設定しなければ、使用料等収入向上のための取組が意識的になさず、施設の管理運営についての事務事業評価の観点からも、PDCAサイクルが適切に回せない可能性がある。</p> <p>市は、所管課の施設管理担当者及び指定管理対象施設においては指定管理者に公の施設の施設利用率に関する目標を設定させ、毎年度の実績や達成率をモニタリングすることにより、管理運営に関する事業評価を行うことが望まれる。また、施設管理担当者及び指定管理者は、施設利用率向上または改善するための可能な対応策を検討することが望まれる。対応策により施設が市民にとっていっそう魅力ある施設となれば、施設の設置目的にも貢献することになる。</p> <p>なお、第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載した、原価計算を用いた使用料の算定をすることになった場合には、施設利用率が向上すると、使用料が安くなるという、反比例の関係となる。すなわち、受益者が50人の施設と100人の施設があった場合、100人の施設のほうが1人当たりコストが安くなるので、使用料も低く設定できることになる。そのため、目標利用率を設定する際には、この目標利用率と使用料単価のバランスも考慮しつつ決定することが望ましい。</p>	財政課	措置済	<p>平成31年4月に「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」「公の施設の管理に関する協定書標準例」を改訂し、令和2年度に実施する令和元年度の施設評価より、施設稼働率等の数値目標を設定することとしました。モニタリングの結果を踏まえ、適宜必要な指導を指定管理者に行うことで、一層効果的・効率的な管理運営を図ります。</p>	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
36	<p>第3 全般的結果及び意見</p> <p>【2】全般的意見/各論</p> <p>5. 指定管理者の管理を適切に行うことが望ましい（意見）</p> <p>公の施設を運営するために、市は多くの施設で指定管理者制度を採用し、効果的・効率的な運営を行えるように努めている。しかし、今回の監査対象とした公の施設の指定管理者について、下記のとおりいくつかの課題が発見された。</p> <p>今回調査した範囲において課題が発見された指定管理者に係る結果及び意見をまとめると以下になる。（表省略）</p> <p>一方で、地方自治法で指定管理者制度について以下の定めがある。（中略）</p> <p>これらの課題は、各所管課が対応するだけでなく、全庁的な対応が重要になってくる。また、市は所管課が指定管理者から入手すべき報告書等を漏れなく入手しているか、入手した報告書等に基づいて指定管理者を評価しているかなど、所管課が指定管理者を適切に管理しているかどうかの状況を把握できる体制づくりを行うことが求められる。</p> <p>市は、指定管理者への指導の仕方を見直し、適切な指定管理料の設定、ひいては適切な使用料算定を実施することが望まれる。</p> <p>さらに、上記の結果及び意見について、今回の調査対象とはなっていない指定管理者についても同様の問題が生じていないか、確認することが望ましい。</p>	財政課	措置しない （見解の相違）	<p>本市において、指定管理者の管理を適切に進めるに当たり、「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」や「指定管理者におけるモニタリングに関する指針」により、指定管理者制度を導入している施設所管課が行わなければならない事項について規定しています。</p> <p>また、所管課がモニタリングした施設評価表を統括課である財政課も内容確認後、ホームページで公表しており、所管課が指定管理者を適切に管理しているかどうかの状況を把握できる体制は十分確保できていると考えます。</p>	令和元年9月1日現在
44	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【1】鴻ノ池陸上競技場等3体育施設</p> <p>(1) 施設別のコストの把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設別のコストを把握することが望ましい <p>施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値での報告を行った場合、指定管理料の算定に際して施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することが困難となる。また、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となると考えられる。</p> <p>これらの状況から、市は施設別の運営状況を評価するため、施設別のコストを把握することが望ましい。</p> <p>なお、第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載のように受益者負担率を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際にも、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>令和元年度から施設別のコストを把握するため、指定管理者に施設別の維持管理経費の資料提出を指示し、施設別のコストを把握しています。</p>	令和3年4月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
45	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【1】 鴻ノ池陸上競技場等3 体育施設</p> <p>(2) 駐車場の有料化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の有料化を検討すべき <p>駐車場の整備には建設費用が投入されており、駐車場関連の修繕費等の経費も含め市民の税金で負担している。また、公園内には、多数の駐車場が点在しているため、全駐車場を一括りに有料化するとすると、一つの駐車スペースを整備するコスト（整地費用や機械式のゲートを導入する費用）や維持管理コスト（機械式ゲートの管理など）が多額となり、駐車場収入により賄うことが困難となることも考えられる。また、現状の駐車場は、整地している箇所と整地をせずに駐車スペースとして開放している箇所など様々で建設費用の大小もあり、受益者負担の考え方を踏襲すると、整地せずに駐車スペースとして開放しているところについては、無料でよいのではないか、との考えに至ることもあるかもしれない。</p> <p>公園の駐車場を有料とするか無料とするかについては、他の地方公共団体でも議論されており、政策的判断を伴うものであるが、本来の受益者負担の考え方によると、公園内のすべての駐車場整備に要したコストは、駐車場（解放されている車スペースを含む）を利用する者（便益を享受する者）が負担すべきであり、近隣の奈良公園や平城宮跡歴史公園においても、駐車場の有料化がすすめられていることから鴻ノ池運動公園においても検討の余地があると考えられる。</p> <p>なお、検討にあたっては、駐車スペースの台数、位置、イベント開催時の臨時駐車スペースの需要等を考慮し、一部のスペースのみを有料化する、という考え方もある。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>駐車場の有料化については利用者への適正な負担、公園整備の新たな財源確保、周辺の渋滞対策のため検討を継続してきました。しかし、駐車場の有料化には機械の導入が必要となりますが、現在駐車場を含めた鴻ノ池運動公園全体について再整備の必要性が生じており、またイベントの開催時には駐車場を会場の一部として使用するため、機械の導入は困難であり、駐車場の有料化は行いません。</p>	令和3年4月1日現在
57	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【3】 南部生涯スポーツセンター体育館等6 体育施設</p> <p>(1) 施設別のコストの把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設別のコストを把握することが望ましい <p>施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値での報告を行った場合、指定管理料の算定に際して施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することが困難となる。また、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となることが考えられる。</p> <p>これらの状況から、市は施設別の運営状況を評価するため、施設別のコストを把握することが望ましい。</p> <p>なお、第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載のように受益者負担率を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際にも、利用料金の設定単位別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。</p>	スポーツ振興課	措置済	<p>令和元年度から施設別のコストを把握するため、指定管理者に施設別の維持管理経費の資料提出を指示し、施設別のコストを把握しています。</p>	令和3年4月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
69	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【4】西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設 （2）使用料無償化及び減免基準の設定について ・使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい 施設別のコストを把握せず決算報告の際に一括した数値での報告を行った場合、指定管理料の算定に際して施設別の状況を加味した精緻な見積りを実施することが困難となることや、施設別の運営の効率性等を評価することができず指定管理業務が施設ごとに適切に行われているかについて所管課で把握することが困難となることが考えられる。 また第3【1】1. 使用料及び利用料金の統一的な基準を設定すべき（結果）で記載のように受益者負担率を加味した使用料及び利用料金の設定を行う際には、利用料金の設定単別別のコストを把握する必要があるが、その前提として施設別のコスト把握を行う必要がある。 これらの状況から、指定管理者は施設別のコストの状況を市へ報告することが望ましい。</p>	スポーツ振興課	措置済	令和元年度から施設別のコストを把握するため、指定管理者に施設別の維持管理経費の資料提出を指示し、施設別のコストを把握しています。	令和3年4月1日現在
70	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【4】西部生涯スポーツセンター体育館等19体育施設 （2）使用料無償化及び減免基準の設定について ・使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい 障がい者や高齢者に対する配慮は市の施策として重要であるものの、高齢化の進行により65歳以上の人口は増加しており、また障がい者の人口についても増加している状況の中では、第3【2】3. 減免基準を検討することが望ましい（意見）で記載したように、市の財政状況を考慮し、無償化・減免の対象や、減免額について検討を行うことが望ましい。</p>	スポーツ振興課	措置済	「奈良市体育施設条例」を改正し、受益者負担の適正化の観点から、高齢者生きがい施策として使用料を減免していた65歳以上の使用者からも、令和2年4月から使用料を一部徴収することとしました。	令和元年12月31日現在
72	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【5】ならやま屋内温水プール （1）使用料無償化及び減免基準の設定について ・使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい 上記、使用料無償化及び減免基準の設定に関する現状で述べたように平成29年度においては利用者の6割が無料でプールを利用している状況であり、この結果、受益者負担率は極めて低い水準となっている。 平成27年度～平成29年度における、ならやま温水プール使用料、原価、受益者負担率（原価÷使用料）の推移は以下のとおりである。（表省略） 障がい者や高齢者に対する配慮は市の施策として重要であるものの、高齢化の進行により65歳以上の人口は増加しており、また障がい者の人口についても増加している状況の中では、第3【2】3. 減免基準を検討することが望ましい（意見）で記載したように、市の財政状況を考慮し、使用料無償化及び減免の対象や、減免額について検討を行うことが望ましい。</p>	スポーツ振興課	措置済	「奈良市体育施設条例」を改正し、受益者負担の適正化の観点から、高齢者生きがい施策として使用料を減免していた65歳以上の使用者からも、令和2年4月より使用料を一部徴収することとしました。	令和元年12月31日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
79	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【6】コミュニティスポーツ施設</p> <p>(2) 使用率向上に向けた目標設定について（コミュニティスポーツ広場）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい <p>使用料収入の向上に係る取組の観点からも、事務事業評価の観点からも、施設利用率に関する目標設定を指定管理者に行わせることが望ましい。</p> <p>目標設定をすることで、指定管理者に、より魅力的なプランを検討させ、利用率を改善させるような取組を実施させることが可能となる。施設利用率の向上は、使用料収入の増加につながるだけでなく、当施設の目的にも貢献すると考えられる。さらに、将来の指定管理者選定の参考とすることも可能となる。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>コミュニティスポーツ施設は、市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するためを目的として設置し、特に地域に根ざした施設として、指定管理も地元自治会等が担っており、施設利用率の目標設定は、施設の設置目的に沿わないと考えます。</p>	令和元年9月1日現在
80	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【6】コミュニティスポーツ施設</p> <p>(3) 市内利用者・市外利用者別の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内利用者・市外利用者の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい <p>市外利用者に対し市内利用者と区別して使用料設定を行うのは、市の有する公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設設備に要する経費（イニシャルコスト）及び料金原価に算定しない経費については、市民が負担しているため、それらの経費を負担していない市外利用者が使用する場合同じ市外利用者が参加できる大会等で使用する場合同じの使用料については、別途料金設定を行うことが公平性の観点から適切であるためである。</p> <p>コミュニティスポーツ施設についても市外利用者に対する料金の考え方を整理し、料金設定を検討することが望ましい。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>コミュニティスポーツ施設は奈良市コミュニティスポーツ施設条例によりスポーツの振興と同時に地域社会づくりに寄与することを目的に設置されたものです。利用者は市内利用者が大半を占めており、市外利用者料金の設定の必要性は低いと考えます。</p>	令和3年4月1日現在
82	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【7】都祁生涯スポーツセンターコート等4 体育施設</p> <p>(1) 施設の所管課について</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい <p>同一地域に存在し、またスポーツ施設という類似の設置目的をもつ2つの施設の所管課が別であれば、市による指定管理者の視察等の業務が効率的に行えないだけでなく、今後の施設計画の策定に際して情報共有や検討が不十分となる可能性がある。</p> <p>さらに、都祁生涯スポーツセンターと都祁体育館の指定管理者はいずれも一般財団法人奈良市総合財団であり、所管課を統一することにより、管理の効率化、情報の一元化等についても期待できる。</p> <p>市は所管課を統一するデメリットを確認したうえで、当該2施設の所管課統一を検討することが望ましい。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	<p>平成31年4月1日から、都祁生涯スポーツセンターは都祁体育館と共に都祁行政センター地域振興課の所管となり、管理の効率化、情報の一元化を図りました。</p>	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
84	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【8】ならまちセンター</p> <p>(1) 減免額の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在
87	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【9】西部会館市民ホール</p> <p>(1) 減免額の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在
89	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【10】北部会館市民文化ホール</p> <p>(1) 減免額の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在
92	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【11】音声館（おんじょうかん）</p> <p>(1) 減免額の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
93	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【11】音声館（おんじょうかん） （2）使用率向上に向けた目標設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用率に関する目標設定を行うことが望ましい <p>使用料収入の向上に係る取組の観点からも、事務事業評価の観点からも、市と指定管理者とで協議を行い、目標の施設利用率を設定することが望ましい。</p> <p>目標設定をすることで、指定管理者に、より魅力的なプランを検討させ、施設利用率を改善させるような取組を実施させることが可能となる。施設利用率の向上は、使用料収入の増加につながるだけでなく、伝統芸能の継承や音楽、演芸の振興という当施設の目的にも貢献すると考えられる。さらに、将来の指定管理者選定の参考とすることも可能となる。</p> <p>なお、当施設については、貸館としてメインとなるホールやプレイルームについては比較的高水準な施設利用率になっており、付属的な個人レッスン室や会議室などの施設利用率が低水準になっている。付属的な貸室の施設利用率について目標を設定し、施設利用率向上のためのプランを作成することは難しいが、一考の価値はあるものと考えられるため、検討することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	<p>年度当初に提出させる事業計画書の様式を改定し、目標値についても併せて提示させるようにしました。また、月次報告書、年次報告書の様式も改定しましたので、モニタリング等を通してより丁寧に施設利用率についても確認しています。</p>	令和3年4月1日現在
96	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【12】入江泰吉記念奈良市写真美術館 （1）観覧料の減免制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも、減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	<p>令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。</p>	令和元年9月1日現在
97	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【12】入江泰吉記念奈良市写真美術館 （1）観覧料の減免制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい <p>施設の財政状況や利用者の状況に応じて、減免対象者や減免額の定期的な見直しを行う必要がある。一方で、減免は一定の政策のためには必要な制度であり、その政策目的が達成される範囲で見直しを行う必要がある。</p> <p>そのため、施設が減免を行う目的を明確に文書化及び保管をし、これに基づいて目的が達成されるように減免額や減免対象者等の見直しを定期的に行うことが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	<p>令和2年度予算要求時の事業見直し計画において、観覧施設の減免について見直しを検討しましたが、現状維持としました。</p>	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
99	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【13】入江泰吉旧居 （1）入館料の減免制度について ・減免額を把握することが望ましい 利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。 したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在
99	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【13】入江泰吉旧居 （1）入館料の減免制度について ・減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい 施設の財政状況や利用者の状況に応じて、減免対象者や減免額の定期的な見直しを行う必要がある。一方で、減免は一定の政策のためには必要な制度であり、その政策目的が達成される範囲で見直しを行う必要がある。 そのため、施設が減免を行う目的を明確に定め、その目的が達成されるように減免額や減免対象者等の見直しを定期的に行うことが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和2年度予算要求時の事業見直し計画において、観覧施設の減免について見直しを検討しましたが、現状維持としました。	令和元年9月1日現在
100	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【13】入江泰吉旧居 （2）入江泰吉関連施設の指定管理者について ・入江泰吉の関連施設を一体的に管理・運営することが望ましい 当施設を適正な財政状態のもと存続させるためには、入館者数を上げ、使用料収入を高め原価を抑えることが必要である。 このような状況の中、入江泰吉の関連施設である当施設及び入江泰吉記念奈良市写真美術館が同一の指定管理者となることで、効率的かつ効果的な管理運営が期待できる。例えばセットチケットの発行や合同イベントの開催等で相乗効果を上げ、両施設の人員を効率的に配置すること等で原価の大半を占める指定管理料を合理的に抑える等の効果が考えられる。 そのため、入江泰吉氏の関連施設である当施設及び入江泰吉記念奈良市写真美術館を一体として管理・運営することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	両施設はともに入江泰吉氏の関連施設であり、結果的には同一の指定管理者が管理している現状を鑑みても、同一の指定管理者が運営することにより一定の成果が上げられるものと見込んでいます。 現在、両施設の指定管理期間の終期を揃える等の整理を行い、次期指定管理者募集では両施設の一体管理・運営することとしました。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
102	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【14】名勝大乗院庭園文化館</p> <p>(1) 減免額の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在
103	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【14】名勝大乗院庭園文化館</p> <p>(2) 使用率向上に向けた目標設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用率に関する目標設定をすることが望ましい <p>使用料収入の向上に係る取組の観点からも、事務事業評価の観点からも、市と指定管理者とで協議を行い、目標の施設利用率を設定することが望ましい。</p> <p>目標設定をすることで、指定管理者に、より魅力的なプランを検討させ、施設利用率を改善させるような取組を実施させることが可能となる。施設利用率の向上は、使用料収入の増加につながるだけでなく、市民の文化の向上、市民及び市を訪れる観光客の観覧と利便に供するという当施設の目的にも貢献すると考えられる。さらに、将来の指定管理者選定の参考とすることも可能となる。</p> <p>なお、当施設については、貸館としてメインとなる展示室については比較的高水準な施設利用率になっており、付属的な茶室や和室などの施設利用率が低水準になっている。付属的な貸室の施設利用率について目標を設定し、施設利用率向上のためのプランを作成することは難しいが、一考の価値はあるものと考えられるため、検討することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和2年度から、年度当初に事業計画書を提出させる際に目標値についても併せて提示させることとしました。月次報告書、年次報告書やモニタリングを通してより丁寧に施設利用率についても確認を行っていきます。	令和2年3月31日現在
105	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【15】杉岡華邨書道美術館</p> <p>(1) 入館料の減免制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
105	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【15】 杉岡華郵書道美術館</p> <p>(1) 入館料の減免制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の目的を定め、減免制度の定期的な見直しを行うことが望ましい <p>施設の財政状況や利用者の状況に応じて、減免対象者や減免額の定期的な見直しを行う必要がある。一方で、減免は一定の政策のためには必要な制度であり、その政策目的が達成される範囲で見直しを行う必要がある。</p> <p>そのため、施設が減免を行う目的を明確に定め、その目的が達成されるように減免額や減免対象者等の見直しを定期的に行うことが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和2年度予算要求時の事業見直し計画において、観覧施設の減免について見直しを検討しましたが、現状維持としました。	令和元年9月1日現在
106	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【15】 杉岡華郵書道美術館</p> <p>(2) 開館日及び開館時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館日及び開館時間を見直し、指定管理料などのコストを削減する方法を検討することが望ましい <p>杉岡華郵書道美術館にかかる原価の内容は主に指定管理料であるが、原価に対して使用料収入は低いため、指定管理料の大部分は市民全体の市税によって賄っていることになる。</p> <p>施設運営のための原価は主に人件費や光熱費であるから、これらを削減するために、例えば施設の開館時間及び休館日等、開館の見直しを行うことが考えられる。</p> <p>そのため、当施設の開館時間及び休館日等、通年開館の是非を検討し、指定管理料を含む開館に係るコストを削減する方法を検討することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	アンケート調査を展覧会ごとに行い、使用者のニーズをきめ細かく把握することに努めています。また、動画配信チャンネルを立ち上げるなど時代の変化に適応し新たな客層を呼び込むための取組を行っています。今後もこれらの取組を継続し、使用料及び利用者の増加を図っていきます。また、令和2年度より非公募施設の指定管理料の人件費の考え方が見直され、指定管理料が大幅に削減されています。	令和3年4月1日現在
108	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【16】 市美術館</p> <p>(1) 減免額及びその対象者数の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在
111	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【17】 なら100年會館</p> <p>(1) 減免額の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額を把握することが望ましい <p>利用料金制を採用していない事業において、使用料の減免が行われる場合は、市への歳入が減少し、減免額は間接的に市民全体からの公費（税金）で賄うことになることから、減免制度の政策的影響額を把握するためにも減免額の総額を把握する必要がある。</p> <p>したがって、指定管理者に対して、事業報告書等により、減免額を市に報告するように仕様書を変更することが望ましい。</p>	文化振興課	措置済	令和元年度当初より指定管理者に月次報告書、年次報告書で減免額を報告するよう指示し、所管課で減免額を把握できるようにしています。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
129	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【23】自転車駐車場 （1）指定管理者からの財務報告について ・予算書と決算書の差を把握することが望ましい 平成28 年度及び平成29 年度の「奈良市自転車指定管理者収支予算書」と「奈良市自転車駐車場収支報告」予算書と比較したところ、どちらの年度においても、予算に比較して決算の人員費が3 百万円程度増加していたが、交通政策課は予算書と収支報告書の差額について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであった。 交通政策課が指定管理者選定時の予算と毎年度の収支報告実績の差額の理由を把握していなければ、翌年度以降の指定管理料の積算検討に際して指定管理料の減額もしくは増額に関する検討が適切に行えない可能性がある。 交通政策課は、指定管理者の業務実績を適切に把握し、翌年度以降の適正な指定管理料の検討に役立てることが望ましい。</p>	環境政策課	措置済	指定管理者からの財務報告については、平成30年度事業報告書から収支報告実績の把握を行いました。	令和元年9月1日現在
131	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【23】自転車駐車場 （2）減免について ・使用料の無償化及び減免対象や、減免額を見直すことが望ましい 市は、身体障がい者、生活保護受給者、中国残留邦人等に対して自転車駐車場使用料を免除（100%減免）することとしている（「奈良市自転車駐車場条例」及び「奈良市自転車駐車場条例施行規則」第9条）。 減免に関する現状でも記載したように、障がい者に対する減免を定める条例及び規則は障害者基本法第24 条に基づき制定されているが、法は身体障がいに加え知的障がい並びに精神障がい者を対象としているのに対し、奈良市条例や施行規則は身体障がい者のみを対象としている点で不整合が生じている。また、生活保護受給者に対する減免については、生活保護法第1 条、第17 条に基づき制定されているが、市では就学就労に要する自転車駐車場使用料は生活保護の扶助対象に含まれているとのことであり、生活保護受給者に対し同使用料を減免対象とすると、生活保護受給者の利益となり、市は不要な支出を行っていることになる。（平成27 年度から29 年度において生活保護者に対する減免実績はなく、市の財政に対し不利益は与えていないとのことである。 このように、市の自転車駐車場使用料減免基準には公平性を欠いている点があり、減免基準の設定が適切に行われなければ、市の歳入である使用料収入に影響を与えることとなる。 また加えて、市の減免基準を奈良県内他都市と比較したところ、比較的減免率が高く設定されている状況にあるといえる。市の財政状況やコストに対する受益者負担率、他の施設との整合性を考慮した上で、減免対象者及び減免率の設定について今後検討すべきである。</p>	環境政策課	措置済	<p>自転車駐車場の減免については、身体障がい者だけではなく知的障がい者及び精神障がい者を対象とすることとし、生活保護受給者及び中国残留邦人等を対象から外すこととして奈良市自転車駐車場規則の改正を行いました。</p> <p>また、減免基準については、県内他都市と比較すると同基準で設定している市は3市、低い基準で設定している市は4市であり、検討した結果本市の減免率が高いとは言い切れないと考えられるため現在の減免率で運用することとしました。</p>	令和元年9月1日現在
134	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【24】都祁体育館 （1）施設の所管課について ・類似の近隣施設について、所管課を統一することが望ましい 同一地域に存在し、またスポーツ施設という類似の設置目的をもつ2つの施設の所管課が別々であれば、市による指定管理者の視察等の業務が効率的に行えないだけでなく、今後の施設計画の策定に際して情報共有や検討が不十分となる可能性がある。 さらに、都祁生涯スポーツセンターと都祁体育館の指定管理者はいずれも一般財団法人奈良市総合財団であり、所管課の統一による、管理の効率化、情報の一元化等についても期待できる。 市はを統一するデメリットを確認したうえで、当該2施設の所管課統一を検討すべきである。</p>	都祁行政センター地域振興課	措置済	平成31年4月1日から、都祁生涯スポーツセンターは都祁体育館とともに都祁行政センター地域振興課の所管となり、管理の効率化、情報の一元化を図りました。	令和元年9月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
137	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見 【25】 月ヶ瀬体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場 (1) 施設の所管課について ・所管替えを検討することが望ましい 所管替えについて、平成25年度の包括外部監査においても同様の意見があり、小中学校を管轄している教育総務課と調整中とのことであるが、現状所管替えまでは至っていない。なお、協議記録はないとのことであった。 小中学校の隣接の施設であり、小中学校による利用がほとんどであること、小中学校あるいは社会体育団体が利用する場合は使用料の免除措置があることなど、実質的には学校の施設であることから引き続き所管替えについて調整を進めていく必要がある。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置しない (見解の相違)	関係課と協議を行いましたが、体育館等使用料金徴収業務分任出納員がおらず、所管替えは行いません。	令和元年9月1日現在
140	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見 【26】 ロマントピア月ヶ瀬 (2) 施設の在り方について ・他施設と連携した活性化のための施策を検討することが望ましい 観梅期以外の利用者は近隣住民が中心であり、設置目的である地域振興及び交流人口の拡大を十分に果たしているとは言い難い状況にある。今後も同様の状況が続くのであれば、受益者である地域の団体等に売却・譲渡することも検討すべきではあるが、当施設は比較的規模が大きな施設であり維持管理が困難なため、容易に売却・譲渡することができない状況にある。 今後も当施設を市が運営するのであれば、設置目的を十分果たすために、さらなるイベントの実施や月ヶ瀬地域にある温泉施設等、他施設との連携を深めた施策を推進していくことが望ましい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	令和2年度から指定管理施設の指定管理者を一本化（梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場を除く。）し各施設のイベント等の連携体制を構築しました。また、梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場の指定管理者とも連携を図るよう双方の指定管理者と協議を行いました。	令和3年4月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
142	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【27】梅の郷月ヶ瀬温泉 (1) 利用料金制の在り方について ・市の負担を軽減するための施策を検討することが望ましい 上記状況のとおり、大規模修繕については市が負担することになっているが、温泉施設については個人の趣向により選択的に利用するサービスであることから公共性は高くないため、市は他の公の施設以上に市の財政負担軽減施策を検討する必要がある。 市の負担軽減の施策としては、将来の大規模修繕等に備えて、利用料金の一部あるいは利益の一部について指定管理者から徴収する方法、あるいは大規模修繕等についても指定管理者が行う方法等が考えられる。 なお、現状では指定管理者の財政状態が芳しくないため（平成29年度の決算は4,091千円の赤字）、指定管理者はさらなる経営努力が必要であるが、利用料金は条例に定められた料金の上限となっており、現状の利用者数を前提とすると利用料による収益拡大は難しい。しかし、例えば以下のような取り組みにより収益の拡大あるいはコストの削減を図る余地はあると考える。 イ、他施設との連携による集客増加策の実施 施設の利用に関して、相乗効果が見込まれる当施設周辺の市の施設（月ヶ瀬温泉ふれあい市場やロマンビア月ヶ瀬等）と連携したイベントの実施、売店やレストランの魅力度の向上、効果的な広告宣伝など指定管理者の経営努力による集客増加策の実施が望まれる。 ロ、指定管理者のマネジメント力の向上（事業別損益管理等）に向けての指導 当施設においては温泉利用料、食堂売上、売店売上の3つの事業がある。しかし、各事業のコストを個別に集計していないため、事業別の損益状況の把握ができておらず、マネジメント情報が不足している。市においても、コスト削減意識の向上や経営戦略の検討の基礎となる事業別損益管理など、指定管理者のマネジメント力の向上に向けて指導することが望まれる。 ハ、条例の改正により収益の拡大を図る方法 上記のとおり、現状では利用料金制を採用しているものの利用料金は条例に定められた上限を採用していることから、上記の集客やコスト削減を図った結果をもってしても、大規模修繕費について指定管理者が負担することが困難となる可能性がある。このような場合には条例を改正することにより、適切な価格設定ができるようにする方法が考えられる。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	「奈良市温泉施設条例」を改正し、令和元年10月から利用料金の上限額を引き上げました。	令和元年9月1日現在
145	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【28】月ヶ瀬温泉ふれあい市場 (1) 指定管理者制度の継続について ・指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい 指定管理者制度導入前から電力使用料等の施設の運営経費は当該組合が負担しており、指定管理者制度導入後も施設での売上高の一定割合を市に収める等の取り決めもないため、市と当該組合の費用負担については、指定管理者制度導入前後で本質的な変更はない。一方、指定管理者制度を導入することにより、事業者を決定するための手続き、協定書の作成、事業者の事業計画の検討、事業報告書・収支決算書の確認、日々の運営状況のモニタリングなど、新たな市の事務が生じるが、当然にこれらの事務は適切に実施していく必要がある。 しかし、外部監査人が使用料等の妥当性の検証を進めたところ、適切な事業報告書を手していないなど、これらの事務が適切に行われているとは言い難い部分も見受けられた。 指定管理者制度を導入するには、一定の事務コストが生じることを前提として、その導入効果を検討する必要がある。（表省略） また、当該施設の大規模な修繕については市が負担することになっている。しかし、当該施設は地域振興の目的をもつ施設ではあるが、受益者が地元の住民（農家）に限られるなど公共性は高いとはいえず、市は他の公の施設以上に市の負担軽減の施策を検討する必要がある。そのため、適切なモニタリングにより把握した当該施設の経営実態を踏まえて、大規模な修繕等についても指定管理者に負担を求める余地がないのか、検討することが望ましい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置しない (見解の相違)	月ヶ瀬温泉ふれあい市場は、新鮮な野菜を数多く取り扱う直売所です。また、大和茶、梅加工品、米など様々な月ヶ瀬の特産品も販売しており、味覚を通して観光客に月ヶ瀬地区をPRする役割を担っています。 事業報告書等については、指定管理者に提出するよう指導するとともにモニタリングを行いました。なお、小修繕については、指定管理者が費用を負担していますが、大規模な修繕等については指定管理者と協議を重ねましたが、指定管理者に負担させることは困難と判断しました。	令和3年4月1日現在

平成30年度「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況一覧（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
148	<p>第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見</p> <p>【29】湖畔の里“つきがせ”</p> <p>(1) 指定管理者制度の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を継続するかどうかについて検討することが望ましい <p>指定管理者制度導入前から電力使用料等の施設の運営経費は当該組合が負担しており、指定管理者制度導入後も施設での売上高の一定割合を市に収める等の取り決めもないため、市と当該組合の費用負担については、指定管理制度導入前後で本質的な変更はない。一方、指定管理者制度を導入することにより、事業者を決定するための手続き、協定書の作成、事業者の事業計画の検討、事業報告書・収支決算書の確認、日々の運営状況のモニタリングなど、新たな市の事務が生じるが、当然にこれらの事務は適切に実施していく必要がある。</p> <p>しかし、外部監査人が使用料等の妥当性の検証を進めたところ、適切な事業報告書を入手していないなど、これらの事務が適切に行われているとは言い難い部分も見受けられた。(表省略)</p> <p>指定管理者制度を導入するには、一定の事務コストが生じることを前提として、その導入効果を検討する必要がある。</p> <p>また、当該施設の大規模な修繕については市が負担することになっている。しかし、当該施設は地域振興の目的をもつ施設ではあるが、受益者が地元の住民（農家）に限られるなど公共性は高いとは言えず、市は他の公の施設以上に市の負担軽減の施策を検討する必要がある。そのためには、適切なモニタリングにより把握した当該施設の経営実態を踏まえて、大規模な修繕等についても指定管理者に負担を求める余地がないのか、検討することが望ましい。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置しない (見解の相違)	<p>湖畔の里つきがせは、月ヶ瀬湖畔を一望できる場所にあり、月ヶ瀬地区の観光振興を図る役割を担っています。また、月ヶ瀬の新鮮な野菜を使ったワンプレートランチなど、新たなメニューの開発にも力を入れており、リピーターの確保に努めています。</p> <p>事業報告書等については、指定管理者に提出するよう指導するとともにモニタリングを行いました。なお、小修繕については、指定管理者が費用を負担していますが、大規模な修繕等については指定管理者と協議を重ねましたが、指定管理者に負担させることは困難と判断しました。</p>	令和3年4月1日現在